

日証協（自）2021 第 55 号
日証協（エ）2021 第 47 号
2021 年 7 月 14 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
自主規制本部長 松本昌男

不動産又は不動産信託受益権を信託財産とする受益証券発行信託の取扱いについて

— 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記Ⅰの照会事項について、下記Ⅲのとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

記

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」は、不動産又は不動産信託受益権（「不動産等」）を信託財産とする受益証券発行信託（金融商品取引法第2条第1項第14号）を対象としていないが、当社が、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券の募集の引受けに際し、営業ルール照会制度により「有価証券の引受け等に関する規則」の適用関係について以下の考え方で問題ないか確認したい。

Ⅰ．照会事項

不動産等を信託財産とする受益証券発行信託のトークン化有価証券（以下「当該有価証券」という。）の募集の引受けに際し、「有価証券の引受け等に関する規則」の趣旨に沿った取扱いとして、同規則第2条第1号ホに掲げる「不動産投資信託証券」の募集の引受けを行う場合に準じて、同規則の引受審査等に係る規定を参考に、商品性の実態を勘案し対応を行うことで差し支えないか。

Ⅱ．照会事項に対する当社の考え方及び照会理由

「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号の「株券等」には、不動産等を信託財産とする受益証券発行信託は対象とならないものの、当該有価証券について、「有価証券の引受け等に関する規則」の規定を参考にしつつ、商品性の実態を勘案し取り扱うことが、適正な業務を行い、投資者保護を図る観点から適切であると考えます。

このことは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－3－2－2において、発行者に対する審査を的確に行うための態勢を適切に整備することが求められていることとも整合的である。

具体的には、当該有価証券の募集の引受けに係る引受審査項目は、「有価証券の引受け等に関する規則」第16条第1項第2号または第17条第1項第3号に掲げる「不動産投資信託証券」の審査項目を基準に、商品性の実態を勘案し項目を調整することが、同規則第19条の趣旨に鑑みて、適切であると考えます。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に利用されるブロックチェーン等のネットワークの適否の判断に資する事項については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-6-8記載の電子記録移転権利の「引受け等の審査に係る留意事項」を参考に、システムリスク評価を行い、適切に審査を行う。

Ⅲ. 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）